

# 衛生家畜報

平成31年3月25日発行  
徳島家畜保健衛生所  
〒770-0045 徳島市南庄町5丁目  
TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938  
阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田  
TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

家畜保健衛生所ホームページURL  
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011110200042/>

平成31年4月1日より  
手数料の金額が変わります。

平成31年4月1日より次の①～⑤の手数料の額を改めることになりました。

- |            |        |   |        |
|------------|--------|---|--------|
| ① 家畜去勢料    | 3,240円 | → | 5,400円 |
| ② 除角料      | 1,080円 | → | 3,240円 |
| ③ 証明書交付手数料 | 520円   | → | 1,080円 |
| ④ 人工授精手数料  | 2,160円 | → | 3,240円 |
| ⑤ 受精卵移植手数料 | 8,220円 | → | 8,640円 |

※家畜保健衛生所が実施する家畜診療業務について、他の診療施設との均衡等を勘案し、手数料の額を改めることとなりました。農家の皆様にはご理解いただきますようお願いいたします。



死亡牛の「BSE検査」が、来月、4月1日（月）から、原則、「48ヶ月齢以上」から「96ヶ月齢以上」へと変更されます。

これまで、当該牛の処理（徳島化製）については、徳島県畜産協会から「助成金が交付」されていましたが、これについても4月1日からは、「96ヶ月齢以上」へと交付対象牛の月齢が変更になります。

このため、県といたしましては、「48ヶ月齢以上」の死亡牛の検査については、

3月31日（日）の午前10時の受付までを対象に、BSE検査を行うこととしますが、

3月31日（日）、午前10時以降の受付については、4月1日以降の検査となり、「96ヶ月齢未満」の死亡牛については助成金の交付を受けることができなくなりますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

※BSE検査には、相応の時間が必要となりますので、死亡牛の化製処理を行うまでの時間等を考慮した結果、死亡牛の受付時間を3月31日午前10時とさせていただきました。

